

「地域と学校の新たな協働体制の構築のための実証研究」
(学校を核とした地域力強化プラン)
実施委託に関する公募要領

1. 事業の趣旨

子供たちを取り巻く課題が複雑化、多様化している中、学校・家庭・地域が連携・協働し、社会全体で子供たちの学びや成長を支え、多様な課題を共に解決するとともに、新学習指導要領の「社会に開かれた教育課程」の理念を踏まえ、子供たちに未来の創り手となるために必要な資質・能力を確実に備えることが求められている。

このため、文部科学省では、コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動を一体的に推進しているが、現状ではコミュニティ・スクールの設置率は約 27%、地域学校協働本部の整備率は約 50%にとどまっている。また、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動は、学校や地域をとりまく様々な課題を解決するためのプラットフォームとしての機能・役割を担うことも期待されることから、各地域において、より実効性のある連携・協働体制となることや協議や活動の中で不断の改善を図る仕組みなど、機能の更なる充実を図る必要がある。加えて、エビデンスに基づく政策形成が求められる中で、こうした地域と学校の連携・協働の効果及び現状について、より総合的な調査研究及びケーススタディを行うことで、施策効果を一層高めることが必要である。

本事業では、これまで実施した調査研究や既存の多様な調査結果やデータも踏まえ作成した、学校と地域の連携・協働の効果及びコミュニティ・スクールの状態の定量的把握・分析を行うためのポートフォリオモデルを活用し、コミュニティ・スクールの導入促進や機能の充実に向けた効果的な推進方策について実践検証等を行う。

また、これらの実証研究等により得られた情報や結果を、総合的に分析し、全国に発信するとともに、地域と学校の連携・協働の取組を一層推進するため、「地域とともにある学校づくり推進フォーラム」を開催し、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進の普及啓発を図り、地域と学校の持続可能な連携・協働体制の構築の全国的な推進を図る。

2. 事業の内容

以下の (1) ～ (2) のテーマに基づく事業を行うものとする。

なお、契約は (1) ～ (2) のテーマごとに締結するが、複数のテーマについて応募することも可能とする。

- | |
|---|
| <p>(1) 地域と学校の新たな協働体制の構築のための実証研究の実施</p> <p>(2) 地域とともにある学校づくり推進フォーラムの開催</p> |
|---|

(1) 地域と学校の新たな協働体制の構築のための実証研究の実施

コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動の取組の定量的把握・分析を行うことが可能なポートフォリオモデル（地域、学校、子供たちの状況や変化等のデータを把握し、それらを組み合わせて多角的に分析し、グラフなどを用いて実情を総合的に示すこ

とを可能にするツール) を活用し、各学校・地域における地域と学校の連携・協働の現状及び効果の把握と取組改善に関する実証研究を実施するとともに、全国におけるコミュニティ・スクール及び地域学校協働活動等の実施状況について調査・分析を行う。

なお、本テーマについては、以下の3つの事業を全て実施することとする。

①有識者ヒアリングの実施

学校教育関係者、社会教育関係者のみならず、幅広い分野の研究者や実践者へのヒアリングを実施し、本実証研究を多角的な視点から検証するとともに、分析結果等について定期的に文部科学省に報告すること。

②自治体における導入促進・機能充実に向けた効果的な推進方策の実践検証

未だコミュニティ・スクールの導入が進んでいない学校種(高校等)や地域において、円滑かつ効果的な導入を進めるため、ポートフォリオの機能等を活用(※1)し、各学校又は地域における地域と学校の連携体制の状況や関係者の認識等の実態を把握し、そのデータを「自治体における支援の重点化」や「学校運営協議会での協議に活かす」など、実践検証を通じて、今後のコミュニティ・スクールの導入促進・機能の充実において効果的な手法・方策の提案を行うこと。

その際、都道府県、市町村など異なるレベルの複数の地域(※2)において、ポートフォリオを活用した導入促進・機能充実のための実践検証を行うこと。検証にあたっては当該地域が持つ特性やその他既存のデータ等を活用し、コミュニティ・スクールの成果・効果やその要因等について多角的に分析等を行うことも考えられる。

また、実践検証にあたっては、コミュニティ・スクールの導入している地域・学校における効果的な活用事例、実践事例も広く収集し、実践の参考・比較対象とするとともに、それらの事例を含め分析・整理すること。

③コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動等に関する導入状況の調査

令和2年度に文部科学省が実施した「コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」と同程度の調査により、全国的な導入状況等の把握・分析を行い、広く一般に周知できる情報提供を行うとともに、本調査実施年度以後においても、同様の調査が実施できる汎用性の高いフォーマットを構築すること。

※1 本事業では、令和2年度文部科学省委託事業「地域と学校の新たな協働体制の構築のための実証研究」で開発したポートフォリオモデルを活用すること。

※2 実施にあたっては、文部科学省と密接に協議・調整・情報共有しつつ、対象となる自治体(都道府県、市区町村等)や当該地域に関わる文部科学省CSマイスター(<https://manabi-mirai.mext.go.jp/upload/R2CSmaisuta-youkou.pdf>)等と連携して実施すること。本実証研究の状況については文部科学省と共有しながら進め、報告書に本実証研究のプロセスを記載すること。

(2) 地域とともにある学校づくり推進フォーラムの開催

地域との連携・協働による「地域とともにある学校づくり」及び「学校を核とした地域づくり」の充実方策について、保護者・地域住民・学校関係者等を対象としたフォーラムを開催し、先進的な取組を行う教育委員会等による事例発表などを通じて、コミュニティ・スクールの導入拡大や地域学校協働活動の取組の充実を図る。

令和3年度に予定している地域等は以下のとおり。（受託者及び文部科学省と実地自治体等の協議により、内容・日程等に変更があり得る）

開催地域	日程	時間 (下限)	規模 (下限)	その他
東京都（三鷹市）	令和3年11月上旬頃	1日（終日）以上	1,000名	全国コミュニティ・スクール連絡協議会（※3）とともに、全国コミュニティ・スクール研究大会として実施
愛知県	令和3年8月下旬頃	半日以上	500名	
宮城県（石巻市）	令和3年11月下旬頃	半日以上	500名	
福岡県	令和4年1月下旬頃	半日以上	500名	

フォーラムの内容には、参加者が現場で活用できる研修の要素を組み込み、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進に係る内容を充実させるとともに、CSマイスターにより提供された全国各地の情報や、令和2年度まで実施した「地域と学校の新たな協働体制の構築のための実証研究」の実績に関する内容を盛り込むこと。また、実施プログラムとしては、有識者や実践者による討議やパネルディスカッション、分科会（模擬学校運営協議会、テーマ別熟議等）、開催地域における先行事例の発表などを含むことが考えられる。

その他、企画・実施にあたって以下の点に留意すること。

- 各フォーラムの内容・出席者等については、文部科学省及び開催地域の教育委員会・CSマイスター等の関係者と情報を共有しながら決定すること。
- 成果物として、フォーラム全体の振り返りができる資料を製作すること。
- 会場その他施設については、原則として自治体の施設等を活用すること。
- 東京都でのフォーラムにおいて、令和2年度実施の「2020全国コミュニティ・スクール研究大会 in 栃木」の成果（※4）の発表の場を設けること。
- 実施会場ごとに、参加申込者数及び参加者実数（欠席者を除く）を集計、参加者アンケートの回答を集約し、報告すること。

※3 下記HPを参照 「全国コミュニティ・スクール連絡協議会」

(<http://www.japan-cs.org>)

※4 下記HPを参照 「2020全国コミュニティ・スクール研究大会 in 栃木」
(<https://manabi-mirai.mext.go.jp/torikumi/chiiki-gakko/cs.html>)

3. 委託先(公募対象)

委託先は、法人格を有する団体とする。

4. 委託期間

本事業の委託期間は、委託を受けた日から令和4年3月11日までとする。

5. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しないものであること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約の締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

6. 企画申請書の提出方法等

(1) 提出場所、企画競争の内容を示す場所並びに問合せ先

〒100-8959

東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省 総合教育政策局 地域学習推進課

地域学校協働活動推進室 地域学校協働推進係

TEL：03-5253-4111（内線 3720）

FAX：03-6734-3718

E-mail：cs-fb01@mext.go.jp

(2) 提出書類

①事業計画書及び経費計画書等

・用紙サイズはA4縦版とする。

・提出部数は2部（正本1部、副本1部）、両面コピー不可、着脱可能なクリップ等でまとめること。

②その他必要と思われる書類

・民間団体で、人件費の計上を行う場合については、就業規則、給与規定（別に給与単価について規定しているものがあれば合わせて）も提出する。

③誓約書

④上記①、②の電子データ

・企画提案書のR3様式（1-1）：word形式

・R3様式（1-2）の様式：word形式

・R3様式（1-3）の様式：excel形式

・R3様式（2-1）の様式：word形式

- ・ R 3 様式（2 - 2）の様式：excel 形式
 - ・ 電子データのファイル名は、「【提案者名】様式（○ - ○）」のように提案者名を追記すること。
 - ・ 再委託先がある場合は、再委託先毎にフォルダを作成し、データを格納すること。
- ⑤ 審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し。

（3）提出方法

提出方法は、紙媒体 2 部を郵送又は持参すること。電子データについてはメールにて提出すること。またメール送信上の事故（未達等）及び郵送上の事故（未達等）については、当方は一切の責任を負わない。

- ① 郵送：簡易書留、宅配便等
- ② 持参：受付時間は、平日 10 時～18 時 15 分（12 時～13 時を除く）
- ③ 提出先：上記（1）に示す場所

※封筒に「地域と学校の新たな協働体制の構築のための実証研究」と朱書きのこと。

（4）提出期限等

提出期限：令和 3 年 4 月 30 日（金曜日）17 時必着

※提出期限を過ぎてからの書類の提出及び提出期限後の書類の差替えは一切認めない。

（5）その他

- ・ 事業計画書及び経費計画書等の作成及び申請に係る費用については、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また、提出された事業申請書及び経費計画書等については差し替えや再提出は認めず、返却も行わない。
- ・ 事業申請書及び経費計画書等は、日本語及び日本国通貨で記載すること。

7. 事業規模(予算の目安)等

（1）事業規模及び採択件数

- ・ 「地域と学校の新たな協働体制構築のための実証研究」の実施
委託額は、総額 1,100 万円程度を予定。採択は一団体。
- ・ 「地域とともにある学校づくり推進フォーラム」の開催
委託額は、総額 700 万円程度を予定。採択は一団体。
- ・ 採択件数は審査委員会が決定する。

（2）委託経費

本研究の実施に要する経費として認めるものは、諸謝金、人件費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、借損料、保険料、雑役務費、消費税相当額、一般管理費、再委託費とする。

8. 選定方法等

(1) 選定方法

審査委員会において提出された提案書等にて書類選考を実施する。

(2) 審査基準

別途定める審査基準のとおり。

(3) 選定結果の通知

選定終了後、30日以内に全ての提案者に選定結果を通知する。

(4) 条件付採択

選定において条件付き採択となった場合は、委託業務の遂行に支障を来さない限度において、再度修正した事業計画書及び経費計画書（様式1-1～様式1-3）の提出を求めた上で、条件を満たしたと判断できるものについてのみ採択する。

9. 契約締結に関する取り決め

(1) 契約額の決定方法について

採択決定の後、採択者と契約額及び契約の条件等について調整を行う。契約額については国が業務計画書と参考見積価格等を精査し、委託要項等で経費として認めているものの以外の経費、業務の履行に必要なではない経費、過大に見積もられた経費などは負担しない。したがって契約額は採択者が提示する参考見積価格とは必ずしも一致しないのでその点を承知しておくこと。また、契約額及び契約の条件等について双方の合意が得られない場合には採択決定を取り消すこととなるのでその点についても承知しておくこと。

(2) 契約締結前の執行について

国の契約は会計法により当事者双方が契約書に押印しない限り確定しないため、たとえ本事業に採択されたとしても双方が契約書に押印していない間は事業に着手することはできない。したがって、それ以前に採択者が要した経費についても国は負担することはないのでその点について十分留意するとともに、採択後は迅速に契約締結を進めて行くこと。なお、業務の一部を別の者に再委託先する場合はその再委託先にも伝えておくこと。

10. 誓約書の提出等

(1) 本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

(2) 前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の企画申請書を無効とするものとする。

(3) 都道府県教育委員会及び市町村教育委員会、独立行政法人、国立大学法人については、前2項を適用しないものとする。

11. スケジュール

①公募開始：令和3年4月1日（木曜日）

②公募締切：令和3年4月30日（金曜日）17時必着

- ③審査・選定：令和3年5月上旬
- ④結果通知：令和3年5月中旬
- ⑤契約締結：令和3年度予算が成立した場合に令和3年5月以降随時
(目安であり変更もあり得ることに留意)
- ⑥契約期間：契約締結日から契約期間満了日までとする

12. 事業完了の報告等

- (1) 委託を受けた委託先は、事業が終了したときは、本事業に関する完了報告書(様式4-1)及び収支精算書(様式4-3~4-6)を支出を証する書類の写しとともにテーマごとに文部科学省に提出する。それらの提出期限は、事業が終了した日から10日を経過した日又は契約期間満了日とする。
- (2) 委託を受けた委託先は、作成した成果物(冊子、パンフレット及びマニュアル等)を添えて、成果報告書(様式4-2)をテーマごとに文部科学省に提出する(紙媒体2部及び電子媒体)。それらの提出期限は、事業が終了した日から10日を経過した日又は契約期間満了日とする。

なお、本研究の内容の一部又は全部を、文部科学省のホームページにて公表することを予定している。

13. 委託経費について

- a 文部科学省からの委託費の支出は、文部科学省官署支出官から委託先の代表者に支出する。ただし、経費計上については契約期間内のものに限る。
- b 事業を実施するに当たり、契約締結及び支払いを行う場合には、国の契約及び支払いに関する規定の趣旨に従い、経費の効率的執行に努める。
- c 委託費の経理については、特定の個人が一括して担当することのないよう、必要に応じて規約、経費の支出規定等を定め、経費の支出にあたっては複数の者が審査した上で支出するなど、適切な執行に努めることとする。
- d 諸謝金は、原則として委託先の支給基準に基づき、委託先が行う事業に関しての協力者等(コーディネーターやボランティア等も含む)に対する報酬及び活動、調査、執筆、作業、に対する謝金を対象とする。ただし、受託した委託先に所属する役職員並びに構成員等に対する謝金の支出は認められない。なお、謝金の代替となる金券等の物品による贈与等は原則として認められない。
- e 人件費は、委託先に所属する職員並びに構成員等を対象とした、当該委託先が事業を行うことにより発生する人的費用とする。人件費の単価については、委託先において定められている日給、時間給の基準を基に適切に定めるものとする。また、これにより難しい場合は、委託業務の遂行に支障を来さない限度において事業計画書の予算の範囲内で、別に日額、時間給を定めて支給することができるが、この場合の単価は業務内容等を基に適切に定めること。

勤務時間については、委託先において定められている基準内時間とする。ただし、委託業務の内容を勘定した上で、委託先の労使規約等の範囲内で文部科学省が必要と認めた場合、事業計画書において時間外勤務手当を計上することができる。

時間外勤務を実施した場合には、作業内容及び作業時間を詳細に記した書類を作成しなければならない。なお、この要件を満たすものであれば、委託先において定められた又は使用しているもので差し支えない。

本契約における従事者の勤務時間管理にあたっては、作業日報等で適切に管理し、本契約以外の業務と重複がないよう、明らかにすること。

- f 旅費の支給基準は、原則として委託先の旅費規程によって差し支えないが、最も安価な経路で積算するなど妥当かつ適正な旅費を積算すること。なお、鉄道賃の特別車両料金や航空機の特別座席料金・ビジネスクラス・ファーストクラス等の支給については、原則として国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）及び文部科学省の旅費規程を準用すること。

旅行は原則として公共交通機関によるものとし、公共交通機関がない、荷物の運搬を伴う等、特別の事情がある場合に限り、公共交通機関でない交通手段（タクシー、レンタカー、自家用車等）を使用できることとする。その場合には、利用する交通手段に付随する経費（ガソリン代、高速代等）についても計上を可能とする。なお、選択する交通手段、経路等については、事前に理由書を徴するなどして、その妥当性を検証することとする。

なお、旅費の執行で航空機を使用する場合には、証拠書類として領収書及び搭乗半券を必ず整理保存すること。

- g 消耗品費は、各種事務用紙、事務用品、書籍類、その他の消耗品とする。また、個人への景品や備品的なもの（OS等のコンピュータ用ソフトウェアを含む。）の購入に係る経費は、委託費から支出できない。

教材費等については、教育活動の支援の内容に応じて必要な経費を消耗品費として積算する。なお、物品の購入等の際に発生するポイントの取得等の特典を得ることは認められない。

- h 印刷製本費は、チラシ、冊子や報告書等の印刷製本を外注する場合など、印刷製本という行為そのものに対する経費を計上する。また、教材・しおり・報告書・会議資料等の作成にかかるコピー代（写真現像・プリント代）も印刷製本費に計上する。

- i 通信運搬費は、郵便、電信、電話、梱包発送等にかかる通信費や宅急便による運搬費等とする。なお、切手等については、使用簿等出入りが適切に管理できる書類を作成する。

- j 会議費は、事業実施に関する会議に伴う経費や会議を開催する場合の飲料（水やお茶）等にかかる経費とし、菓子類には支出できない。

また、酒類については委託費から支出できない（宴会等の誤解を受ける形態のものについても同様）。また、会議費等の支出の証拠として議事録（開催日、開催場所、出席者名等を明記したもの）等を作成する。

- k 借損料は、地域間の移動などのためバス等を借り上げる場合、過度な回数や、モデル形成につながりにくい遠距離の移動を行うことは認められない。会場、機器、器具、設備等の借料は、自前の会場等を使用する場合は、委託費から支出できない。

- l 保険料は、本事業の一環として行う事業活動等における協力者等の傷害保険等とし、事業参加者の保険料は含めないものとする。

- m 雑役務費は、教材作成、機材運搬等にかかる業務について、専門業者等に請け負わせる経費とし、謝金等を支払う際の銀行振込手数料も対象とする。
- n 消費税相当額は、人件費等の不課税の経費に関する消費税額のみを別途計上するものであり、課税対象となる経費に関する消費税額については、内税として各経費の中で計上すること。
- o 一般管理費は、事業のみに要する費用を分割して積算できない経費として計上する費用であり、その対象、計算方法は事業経費（委託要綱10（1）に定める経費のうち、諸謝金、人件費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、借損料、保険料、雑役務費の合計額）に以下（ア）、（イ）で定めたもののうち、いずれか低い方の率を乗じたものとする。
 - ただし、その率が10%を超える場合は、10%とする。また、地方公共団体においては計上することはできない。
 - （ア）民間団体が整備している受託規定に定められた一般管理費の率（受託規定がある場合）
 - （イ）民間団体の支出の額に占める管理費の率（支出の額及び管理費は、直近の事業年度の「損益計算書」「収支計画書」等による）。

14. その他

- （1）本公募は、令和3年度予算の成立を前提に行うものであり、予算の成立状況によっては、契約金額、スケジュール等を変更する場合がある。
- （2）採択件数は現時点の予定であり増減する場合がある。最終的な採択件数は審査委員会が決定する。
- （3）その他、本事業の委託にあたっては、法令、「地域と学校の新たな協働体制の構築のための実証研究（学校を核とした地域力強化プラン）実施委託要綱」（令和3年3月30日一部改訂）、契約書等を遵守すること。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取り消しなどによって記載した内容と異なる状況になった場合には速やかに文部科学省に届けること。
- （4）選定の結果契約予定者となった場合、契約締結のため、遅滞なく以下の書類の提出が必要となることから、事前に準備をしておくこと。なお、再委託先がある場合は、再委託先にも周知すること。
 - 〔契約締結に当たり必要となる書類〕
 - ・再委託に係る業務委託経費（総括表）（様式2-1）
 - ・経費計画書（委託業務経費内訳を含む）（様式2-2）
 - ・委託業務経費（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規程、見積書など）
 - ・別紙（銀行口座情報）
- （5）再委託について
 - ①委託先が、事業を再委託する場合は、文部科学省と委託先との委託契約の事務手続き等に準じて、再委託先との間で同様の手続きをとることとする。

- ②委託先は、事業を再委託する場合、再委託した事業に伴う第三者の行為について、文部科学省に対して全ての責任を負うものとする。
- (6) 公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。また質問等に回答した場合、その内容については、全ての公募参加者に周知する。質問等に係る重要な情報は、文部科学省ホームページ (<https://manabi-mirai.mext.go.jp>) において開示する。